



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

～ 遠隔操作でプロバイダー契約 ～

相談は
こちらへ…

役場消費生活相談窓口(町民課内)
Tel 0796・36・1941 (直通)
たじま消費者ホットライン
Tel 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

【事例】

大手通信会社の関連会社を名乗る人から「インターネットのプロバイダーを変更しないか」と電話があった。料金が現在の半額になると言われて承諾した。

間もなく担当者2人から電話があった。1人目からは、契約事項をホームページ上でチェックしながら丁寧に説明を受けた。「2年以内の解約は15,000円の違約金が発生する」「事務手数料に3,500円が必要」とのことだった。2人目からは「プロバイダーの変更設定をパソコンの遠隔操作で行う」と言われ、自宅パソコンの画面を見ているとポインターが勝手に動き出して気持ちが悪かった。

契約変更の手続きは料金の口座引き落とし依頼書を郵送で送るのみとなったが、ネット上には「変更したプロバイダーは通信速度が遅い」との書き込みが。契約を早まっただろうか。

【ひとことアドバイス】

- ◇大手通信会社の名前を出しても、実際はその下請け、孫請けとなる会社からの勧誘であることが多いです。
- ◇相談者に「本当に安くなるのか具体的な料金を再度問い合わせてください」と助言すると、実際は300円程度安くなるだけでした。安いと勧誘されても実際にどれだけ安くなるのか、詳しく説明を受けてから契約しましょう。
- ◇遠隔操作を任せることは、パソコン内の個人情報を見たり操作したりすることを許すことになり、大変危険です。
- ◇プロバイダー契約は法律上のクーリングオフ制度が適用されません。不審な場合はきっぱりと断りましょう。